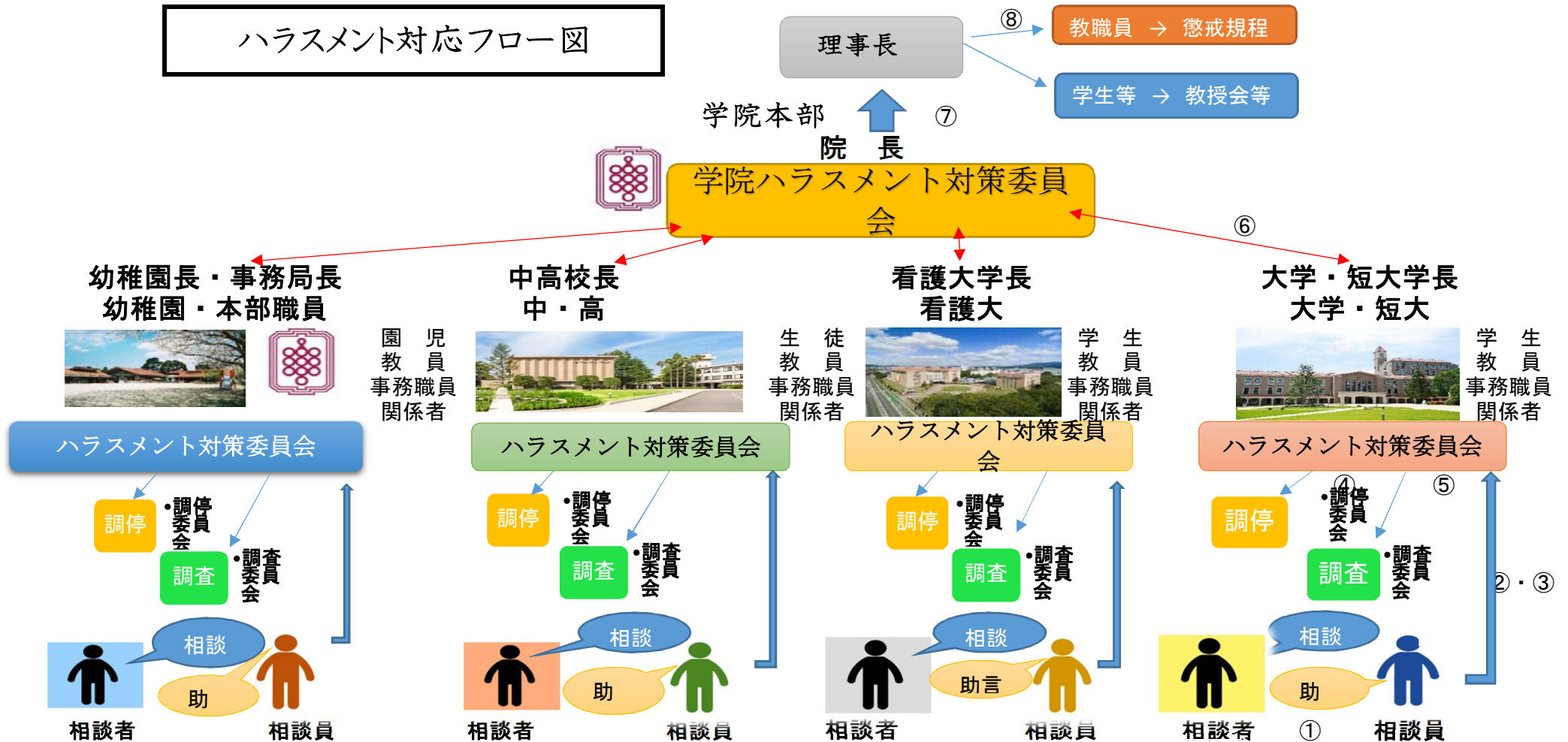


ハラスメント対応フロー図



- ①相談員は、問い合わせ、相談、苦情相談を受け、事実関係の把握、必要な助言・指導等を行う。
- ②相談者の同意を得た事項について各学校のハラスメント対策委員会に報告する。
- ③相談者が申し立ての意思を表明した場合は直ちに各学校のハラスメント対策委員会に報告する。
- ④各学校のハラスメント対策委員会は、相談者が申し立てをし、当事者同士での話し合いによる解決を求めた場合には調停委員会を設置する。
- ⑤各学校のハラスメント対策委員会は、相談者から調査の申し立てがあった場合、もしくはハラスメント対策委員会で必要と認めた場合に、調査委員会を設置する。
- ⑥各学校長がハラスメントに該当すると判断し、加害者に懲戒を課すことが相当と判断した場合は、学院のハラスメント対策委員会に調査結果等を添付して上申する。
- ⑦学院のハラスメント対策委員会（学院常議会メンバー＋弁護士・学識経験者）は、ハラスメント事案として判断した場合は、理事長に報告する。
- ⑧理事長は、加害者と認定されたものが教職員の場合は懲戒規程に基づき審査し、学生の場合は教授会等に審査を命じる。